

# 青森県報

第百八十二号

令和二年  
七月十三日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……一
  - 保安林の指定予定……………(林政課) ……一
  - 右 同……………(同) ……二
  - 保安林の指定施業要件の変更予定……………(同) ……二
  - 右 同……………(同) ……二
  - 右 同……………(同) ……三
  - 漁船保険付保義務の発生……………(水産振興課) ……三
  - 証紙売りさばき人の指定……………(会計管理課) ……三
- 出先機関
- 土地改良区の定款変更の認可……………(東青地域) ……四
  - 右 同……………(中地域) ……四

## 告 示

### 青森県告示第五百七十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告

示する。

令和二年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分		変更年月日
		名称	居宅介護事業者 主たる事務 所の所在地	
社会福祉 法人鶴田 福祉協議会	北津軽郡 田舎町 田字沖津 九三	名称	居宅介護 事業の種 類	平成 三〇・四・一六
社会福祉 法人鶴田 福祉協議会 訪問介護 事業所	北津軽郡 田舎町 田字鷹ノ 尾	名称	居宅介護 事業所	
北津軽郡 田舎町 田字沖津 九三	北津軽郡 田舎町 田字鷹ノ 尾	所在地		

### 青森県告示第五百七十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

令和二年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所  
南津軽郡大鰐町大字居土字三ツ目内山二の二二
- 二 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字三ツ目内山二の二二(次の図に示す部分に限る。)
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び大鰐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百七十八号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和二年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所  
むつ市川内町川代二二〇の一三
- 二 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百七十九号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和二年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
三戸郡南部町大字沖田面字下天狗一〇四の一、一〇四の一七
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百八十号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和二年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
三戸郡三戸町大字蛇沼字上横沢一〇七の一、一二三の一、一二三の三
- 二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百八十一号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和二年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三戸郡三戸町大字蛇沼字朴沢一四三の一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百八十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

令和二年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
上北郡野辺地町字馬門九四の三〇 齊藤 孝志	野辺地町
上北郡野辺地町字馬門一三の三 熊谷 浩	
上北郡野辺地町字馬門道四〇の三 四戸 和也	

青森県告示第五百八十三号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十一年四月青森県条例第十号）第六条第二項の規定により告示する。

令和二年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

八戸市沼館三丁目一の三九

一般社団法人八戸自動車協会

二 売りさばき場所

八戸市沼館三丁目一の三九  
三 指定年月日  
令和二年七月六日

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、蓬田村土地改良区の定款の変更を令和二年六月十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年七月十三日

東青地域県民局長 金 一 啓

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、杭止堰土地改良区の定款の変更を令和二年六月十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年七月十三日

中南地域県民局長 神 登喜彦

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円